



事務連絡
平成23年4月26日

各位

環境省大臣官房政策評価広報課広報室長

平成23年度「環境の日」及び「環境月間」の行事の実施について（依頼）

平素より、環境行政の推進に格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

環境省では、毎年、環境基本法に定められた6月5日の「環境の日」を中心とする6月の一か月を「環境月間」として、各方面に呼びかけ、その御協力を得て「環境の日」及び「環境月間」の趣旨にふさわしい各種の行事を実施、推進してまいりました。

環境省では、「持続可能な社会」の構築に向けて、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の構築に向けた統合的な取組を推進していますが、平成23年は、それぞれの主体が具体的な行動を広く実践していくことが求められています。

そこで、平成23年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、

①行動することを重視する

国民や企業など、各主体の環境保全のための具体的な行動を起こしてもらうことに重点を置く。

②環境政策・取組への理解と参加を進める

環境に係る諸課題に対応し、各主体の活動を促進するよう取り組んでいる国内外の政策について、その必要性、効果を理解してもらい、政策実施への理解と参加を得る。

③科学的な知見を身近なレベルで理解してもらう

IPCCでの科学的議論を始め、環境問題の科学的・社会的知識を、身近な側面で理解してもらい、より具体的かつ効果的な行動の促進、行動の継続につなげていく。

④課題間のつながりを大切にする

各主体の行動全体を環境そのものをよりよいもの、ひいては持続可能な社会作りにつなげていくものとなることをめざす。

に重点を置き、環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施し、国民一人ひとりが自らの生活・行動を具体的に見直していくきっかけ作りを目指します。このような重点を踏まえた各種行事が実施されるよう、平成23年度「環境の日」及び「環境月間」行事实施要領を取りまとめました。

つきましては、この実施要領の趣旨を御理解いただき、これに沿って前年度にも増して、平成23年度の「環境の日」及び「環境月間」における各種関連行事を実施することについて格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

貴団体の会員等に対しても、本実施要領の趣旨に沿った行事の実施について御指導いただきたく、併せてお願い申し上げます。

平成23年度「環境の日」及び「環境月間」行事実施要領

平成23年4月
環 境 省

1 背景

環境の日、環境月間の由来は、昭和47年6月5日から開催された国連人間環境会議まで遡ります。

国連は国連人間環境会議での我が国の提案を受けて、毎年6月5日を「世界環境デー」と決めました。世界各国では、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため各種行事を行っています。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」においては、6月5日を「環境の日」と定め、国、地方公共団体等において各種の催し等を実施することとされています。

これらを踏まえ、我が国では、昭和48年度から平成2年度までは6月5日を初日とする一週間を「環境週間」とし、平成3年度からは6月の一か月間を「環境月間」として設定しています。

2 平成23年度の「環境月間」について

今年度の環境月間の行事実施にあたっては、東日本大震災の影響や被害についても念頭におく必要があります。我が国観測史上最大の地震となった東北地方太平洋沖地震等東日本大震災による被害は極めて甚大であり、国を挙げての被災地の支援が不可欠です。被害に遭われた方々が、被災地において安心できる生活を早急に回復することを旨とし、日本全体が一丸となって様々な取組を実施して東北地方を支援していくことが必要です。

(1) 月間行事実施にあたって留意すべき施策

① 地球温暖化対策、特に節電への取組

地球温暖化という人類の生存に関わる脅威に対して、世界が立ち向かおうとしております。我が国では、あらゆる政策を総動員して、国民の皆様と一緒に、地球温暖化防止を推進しているところです。この度の東日本大震災の影響により、電力供給がきわめて厳しい状況となっています。今回の震災については私たち一人一人でもすぐに支援・協力できることはたくさんあり、そのひとつが節電です。家庭でオフィスで、一人一人、みんなが少しずつ節電の努力をすることが、被災地の復興と安定した電力供給にもつながります。地球温暖化対策の知見に照らして、節電対策に効果があると考えられる施策を総動員し、積極的な節電への取組を推進していきます。

② 生物多様性に関する取組

昨年10月に愛知県名古屋市で行われた生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、生物多様性に関する新たな世界目標(愛知目標)と遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する名古屋議定書が採択されたところです。愛知目標の達成のためのロードマップを示すべく生物多様性国家戦略の見直しに着手するとともに、国立公園など保護地域の拡大や絶滅危惧種の保護施策の推進などにより生物

多様施策の充実を図っていきます。

③ 循環型社会形成への取組等

厳しい資源制約のある我が国において持続的な発展を目指すために、「循環型社会」の構築が不可欠であります。そのために、優良な産業廃棄物処理業者の育成や、レアメタル等の有用金属の回収を始めとする廃棄物の3Rを推進することともに廃棄物処理施設でのエネルギー回収、不法投棄対策、浄化槽の整備等に引き続き取り組みます。

加えて、環境教育、環境分野と福祉や開発など他分野との連携、学校教育や社会教育、地域づくりを通じた人づくりを推進していきます。

(2) 月間行事における訴求ポイント

環境省では、「持続可能な社会」の構築に向けて、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の構築に向けた統合的な取組を推進しています。これらに加え、特に平成23年は、現下の状況に鑑み、節電への取組を推進していくことが必要とされています。

そこで、平成23年度の「環境の日」を中心とする「環境月間」においては、以下に重点を置き、節電をはじめとした環境保全活動の普及、啓発に関する各種行事等を実施し、国民一人ひとりが自らの生活・行動を具体的に見直していくきっかけ作りを目指します。

- ・行動することを重視する

国民や企業など、各主体の環境保全のための具体的な行動を起こしてもらうことに重点を置く。

- ・環境政策・取組への理解と参加を進める

環境に係る諸課題に対応し、各主体の活動を促進するよう取り組んでいる国内外の政策について、その必要性や効果を理解してもらい、政策実施への理解と参加を得る。

- ・科学的な知見を身近なレベルで理解してもらう

I P C Cでの科学的議論を始め、環境問題の科学的・社会的知識を、身近な側面で理解してもらい、より具体的かつ効果的な行動の促進、行動の継続につなげていく。

- ・課題間のつながりを大切にする

各主体の行動全体を、環境そのものをよりよいもの、ひいては持続可能な社会作りにつなげていくものとなることをめざす。

3 実施方針

(1) 実施期間

① 環境の日： 6月5日

② 環境月間： 6月1日から30日までの一か月間

(2) 実施主体

環境省、関係府省等、地方公共団体、企業、NGO/NPO等、マスコミ

(3) 行事等

「環境の日」及び「環境月間」の趣旨に沿った行事の例としては、次のようなものが考えられます。また、実施される各種事業について広く周知を図り、国民多数の参

加を得るよう努めます。

- ・意識の啓発：講演会、シンポジウム、セミナー、映画会、節電等環境保全活動コンテスト等のつどい
- ・知識の普及：環境展、環境保全型商品の展示、低公害車フェア、施設の公開、工場等の見学、カーボン・オフセット等環境保全施策の説明会
- ・実践活動：節電効果の高い機器等の導入及び買換、空調・冷蔵冷凍・照明等における節電、ライトダウン、エコ通勤等自動車から環境負荷の小さい交通への転換、エコドライブ実践、環境家計簿、エネルギー消費量・温室効果ガス排出量の「見える化」、超クールビズ（冷房温度の適正化及び服装の工夫）等地球温暖化の防止に手応えを得られる活動、省エネ機器の買い換えなどのエコ商品選択の推進、循環型社会形成の推進に資するレジ袋削減等をはじめとしたリデュース・リユース・リサイクル活動、不法投棄監視活動、一斉清掃活動（海岸を含む）、植樹等の地域美化運動、自然観察会等自然に親しむ野外活動
- ・顕彰：環境保全に尽力した方、環境保全作品等の表彰